

## 中国における日本人の薬物密輸犯罪の実態

高橋正義

- I. はじめに
- II. 海外における日本人犯罪の情勢
- III. 中国における薬物犯罪の現状と日中司法対応の比較
- IV. 中国の刑事裁判制度
- V. 日本人元死刑囚の犯行概要と死刑執行に対する評価
- VI. おわりに

### I. はじめに

2010年4月、中国で薬物密輸罪に問われ、死刑が確定した赤野光信死刑囚(65歳, 大阪出身)に対する刑が6日に中国遼寧省大連市の拘置所で注射により執行された。この死刑の執行は、1972年の日中国交正常化後、中国において日本人で初めてとなるだけに、衝撃的な事態となった。さらに、3日後の9日に、同じく薬物密輸罪に問われ、死刑が確定した武田輝夫死刑囚(67歳, 名古屋出身)・鶴飼博徳死刑囚(48歳, 岐阜出身)と森勝男死刑囚(67歳, 福島出身)に対する刑がそれぞれ同省大連市と瀋陽市の拘置所で注射により執行された。結果的に、日本人死刑囚4人の刑がほぼ同時に執行される極めて異例な事態となってしまった。

しかし、拘束されてからいづれも数年が経って(4人のうち、最初に拘束された森元死刑囚は拘束されてからすでに6年9カ月が経っていた)なぜ今のタイミングで同時に執行されたのか。この謎を解くには、中国の天安門事件後に江沢民

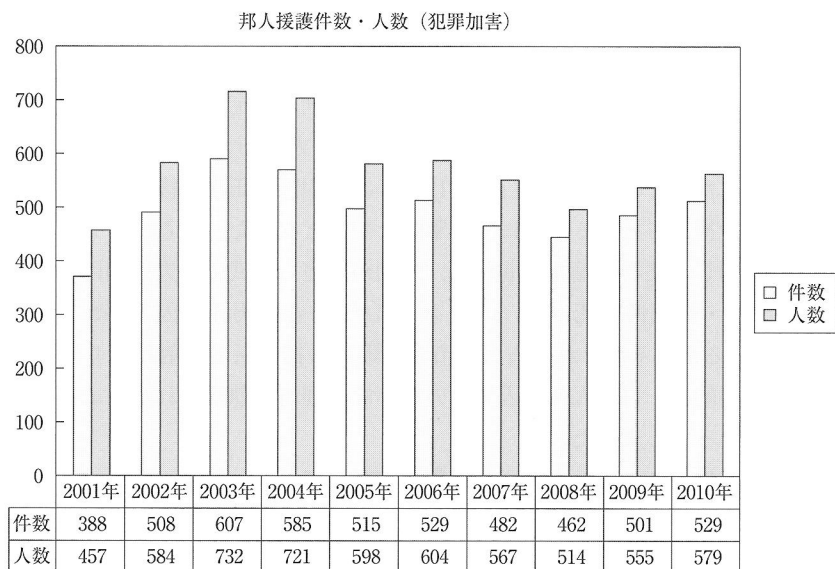
政権時代から政権の安定剤として実施し続ける「反日愛国」という民族主義教育によって育てられた中国国民特に1980年代以降生まれた若い世代の反日感情、小泉純一郎総理在任中の靖国神社参拝などの問題で悪化した日中関係のその後の変化、民主党政権になってから弱化した日本の外交、そして中国の経済成長によって台頭し続ける「大国意識」と強勢外交など、一連の背景を理解する必要がある。

本稿はこのような事件及び中国における薬物犯罪の取締状況並びに外国人薬物犯罪の死刑執行状況を整理したうえで、中国における日本人の薬物密輸犯罪の実態を解明したい。

## Ⅱ．海外における日本人犯罪の情勢

1990年代以降、海外における日本人による犯罪が増加している。外務省の最新統計（図1を参照）によると、2001年に海外における日本人の犯罪は388

図1 最近10年間の海外での日本人による犯罪の件数・人数<sup>1</sup>



件457人であったが、2003年になると、607件732人に増加し、ピークに達した。その後も比較的高い水準を維持し、厳しい情勢が続いており、中には特にアジアでの犯罪が目立っている。2010年に海外における日本人の犯罪は529件579人であったが、そのうち、アジアでの犯罪は284件313人であった。内訳をみると、アジアにおける日本人の一番人数の多い犯罪はパスポートや査証に絡む事件であり、合計69件73人であった。二番目多いのは薬物に絡む事件であり、34件39人であった。この数字はほかの地域の同事件に比べはるかに大きい。その原因は以下のように考えられる。1つは、日本国内に比べ、アジアにおいて比較的容易に薬物を入手できる国が多く存在し、現地の法律を知らずに興味本位で手を出した日本人旅行者が罪に問われる場合もある。また、その刑罰は日本とは比べものにならないほど厳しいのも事実である。2つ目は、日本の暴力団が関係している国境を跨いだ薬物密輸ネットワークが形成されていると言われており、中には一番典型的なのは日本国内の失業者やホームレスなどの貧困者を誘い、多額の報酬を約束したうえで、危険を冒して空路で覚せい剤を日本に運ばせようとするいわゆる「運び屋」事件である。すでに死刑が執行された4人のうち、森勝男氏はまさにこのように雇われた無職の「運び屋」の1人である。

「運び屋」事件が急増したのは2003年以降であるが、その背景には、日本が北朝鮮から日本向けの海上覚せい剤密輸ルートの監視を強化した事情がある。2001年12月に鹿児島県奄美大島沖で海上保安庁の巡視船と北朝鮮の工作船との銃撃事件が発生し、工作船が覚せい剤を密輸していたことが発覚され、従来の海上から日本への覚せい剤密輸が難しくなったため、新たに陸続きの中国経由ルートが開拓されたとみられる。日本の暴力団は、国内の失業者やホームレスを誘って1キロ当たり200万円程度の成功報酬を約束し、「運び屋」に仕立てて空路で中国から日本に運ばせようとしてきた。その結果、2003年に中国から日本に覚せい剤を持ち出そうとして、中国複数の空港で拘束される日本人は13人にも上り、その中の1人が森勝男元死刑囚であった。2004年2月3日、森勝男元死刑囚は日本人として薬物密輸罪で初めて死刑判決が言い渡された以降も、覚せい剤密輸を試みたとして中国の空港で摘発される日本人も後を絶たず、中国人や韓国人と一緒に摘発されるケースも多く発生

しており、背後には日中韓の犯罪組織が絡んでいると推測されている。中国において、薬物犯罪で有罪判決が確定した日本人収監者延べ数は2002年に1人であったが、その後、2005年に6人、2007年に12人、2010年に20人と増加傾向にある。薬物犯罪以外では、主に古美術品の海外への違法持ち出しや詐欺などで拘束・収監されているという。

在北京日本大使館のまとめによると、死刑が執行された4人を除いて、2010年1月1日現在、中国国内で司法当局に身柄を拘束されている日本人は44人にも上り、そのうち29人がすでに刑が確定し服役中であり、15人がまだ公判中である。しかし、公判中の15人のうち3分の2を占める10人は薬物密輸などの薬物取引関連の罪に問われており、「死刑判決を受ける可能性がある者もいる」という。今後新たに死刑判決を受ける者が続出する可能性も十分あり、まさに未曾有の事態となっている。

中国司法関係者の話によると、中国では日本のような「犯罪白書」もなければ、在留外国人犯罪の摘発件数も公表しないが、2010年までの8年間で数百人の外国人が拘束されており、少なくとも20人が死刑判決を受けたようである。また、日本人拘束者の場合、本人が希望しない限り日本当局へ通告しないため、その実数は在北京日本大使館が把握している人数よりさらに膨らむこともあり得る。

### Ⅲ. 中国における薬物犯罪の現状と日中司法対応の比較

近年、中国において薬物犯罪は急増する一方である。2010年3月に発表された国家薬物取締委員会の年次報告によると、2009年に摘発された薬物犯罪は7万7000件9万1000人余りで、前年度より24%増加した。薬物の押収量も大幅に増え、ヘロインは前年度より35%も増え、5.8トンに上ったが、近年急増してきた化学合成覚せい剤及びその原材料も650トンを押収された。中国は1991年から薬物依存者に対する統計を取り始め、その年に登録された者は14.8万人であったが、以降年々増え続けており、2010年の時点で約120万人としているが、実数はその数倍以上といわれている。

薬物犯罪に対する司法の対応については、日本に比べると、薬物の自己使

用者に対する処罰は非常に甘いが、製造・運搬・密輸・密売などの営利を目的とする薬物犯罪に対する処罰は死刑も安易に適用するかなり厳しいものである。2008年には最高人民法院（最高裁）から死刑適用に関する新たな指示が下級裁判所に出され、中には外国人を特別扱いしない方針も確認されている。これは営利目的の薬物犯罪に対する厳罰の姿勢を世界に示すものである一方、内外に対して「大国意識」誇示の意味合いも読み取れる。つまり、今日の中国にとっては、国力増強によって、むしろ外国の反応に配慮する姿勢を採る必要がなくなっている。中国において、今までに摘発された薬物取引犯罪者の国籍が10数カ国に及ぶが、実際の死刑執行は2000年代に入ってからのことである。具体的に整理すると、2001年9月には、薬物製造密輸密売罪で韓国人の申玉斗（41歳）に対し死刑が執行されているほか、2009年12には、薬物密輸罪でイギリス人のアクマル・シャイク（53歳）に対し、イギリス政府の持続的な温情対応要請を無視した形で死刑が執行された。そして、2010年4月に、薬物密輸罪で日本人4人に対する死刑執行によって、これまでも少なくとも14人の薬物犯罪の外国人に対し死刑が執行されている。さらに、去年の3月と12月には、新たに薬物密輸罪でそれぞれ3人と1人のフィリピン人に対し死刑が執行されている。

また、国内犯に対しては、中国国内のある研究者の話によると、この10数年来、東南アジアと国境を接する雲南省等の少数民族居住する貧しい村では、働き盛りの男性がほとんどいない風景さえ見られる。なぜならば、そのほとんどは薬物取引犯罪のため死刑が執行されたためである。薬物犯罪に手を染めた原因はもちろん犯罪組織の関与などの原因があるが、このような少数民族居住する貧しい地域では中国の急激的な格差の広がりもその一因ではないかと筆者は考えている。

中国では、毎年検挙される薬物濫用者は100万以上にも上るが、自己使用は犯罪ではないため、これらの者に対し、刑事罰ではなく、行政罰で処理されている。毎年検挙された薬物濫用者のうち約4分の1の者は行政罰の中で最も重い「労働教養」処罰が科せられ、特殊な「労働教養所」である「戒毒所」に収容し6カ月から3年間の労働教養を強制される。ほかの者は15日以内の行政拘留または2000元程度の罰金が科せられる。ある例を挙げると、

2008年の北京オリンピックの聖火ランナーも務めた中国の著名歌手満文軍氏は、2009年5月に妻の誕生日に合わせて友人の芸能人を集めてパーティーを開き、集団で合成麻薬MDMAを使用したところ摘発され現行犯で逮捕されたが、行政拘留14日で釈放され、20日後にはテレビに出演して謝罪するなど、その薬物自己使用の有名人に対する「寛大」ぶりは日本では考えられないものである。

しかし、中国に比べ、日本では薬物の自己使用に対して、「覚せい剤取締法」41条の3第1項1号には10年以下の懲役刑というかなり厳しい刑罰が設けられている。同じく芸能人の薬物自己使用でも、2009年8月に中国でも大変人気のある元女優・歌手の酒井法子氏が薬物自己使用のため逮捕され、そして厳しい判決が言い渡される際に、中国の報道やネット上の書き込みなどは「日本の処罰があまりにも厳しすぎる」と同情するほどであった。

一方、営利目的の薬物犯罪に対して、中国はかなり厳しい刑罰を設けている。薬物の密輸・密売・運搬・製造に関する罪について、中国刑法第347条及び最高人民法院（最高裁）の「薬物事件の認定・量刑基準に関する諸問題の解釈」には、以下のように規定している。

1. 刑法第347条2項及び最高人民法院（最高裁）の「薬物事件の認定・量刑基準に関する諸問題の解釈」に基づき、以下の情状の何れに当てはまる者は15年の有期懲役、無期懲役または死刑に処し、財産の没収を併科する。

- ① 1キログラム以上のアヘン、50グラム以上のヘロインまたはメタンフェタミン及び大量のその他の薬物を密輸・密売・運搬・製造した者。大量のその他の薬物とは、アンフェタミン類（メタンフェタミンを除く）薬物100グラム以上、液体大麻（ハシシオイル）5キログラム・大麻樹脂（ハシシ）10キログラム・乾燥大麻（マリファナ）150キログラム以上、コカイン50グラム以上、モルヒネ100グラム以上、デメロール250グラム以上、中国製トリカブト類人工合成強力鎮痛剤（Dihydroetorphine Hydrochloride Tablets）10ミリグラム以上、カフェイン200キログラム以上、ケシ200キログラム以上という。
- ② 薬物の密輸・密売・運搬・製造集団の主犯となる者。
- ③ 武装警護により薬物を密輸・密売・運搬・製造した者。

- ④ 暴力に用いて、検問・勾留・逮捕を拒む、悪質と見なされた者。
- ⑤ 組織的な国際薬物密売に参加した者。

2. 刑法第347条3項及び最高人民法院（最高裁）の「薬物事件の認定・量刑基準に関する諸問題の解釈」に基づき、200グラム以上1キログラム未満のアヘン、10グラム以上50グラム未満のヘロインまたはメタンフェタミン及び多量のその他の薬物を密輸・密売・運搬・製造した者に対し、7年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。多量のその他の薬物とは、アンフェタミン類（メタンフェタミンを除く）薬物20グラム以上100グラム未満、液体大麻（ハシシオイル）1キログラム以上5キログラム未満・大麻樹脂（ハシシ）2キログラム以上10キログラム未満・乾燥大麻（マリファナ）30キログラム以上150キログラム未満、コカイン10グラム以上50グラム未満、モルヒネ20グラム以上100グラム未満、デメロール50グラム以上250グラム未満、中国製トリカプト類人工合成強力鎮痛剤（Dihydroetorphine Hydrochloride Tablets）2ミリグラム以上10ミリグラム未満、カフェイン50キログラム以上200キログラム未満、ケシ50キログラム以上200キログラム未満という。

3. 刑法第347条4項及び最高人民法院（最高裁）の「薬物事件の認定・量刑基準に関する諸問題の解釈」に基づき、200グラム未満のアヘン、10グラム未満のヘロインまたはメタンフェタミン及び少量のその他の薬物を密輸・密売・運搬・製造した者に対し、3年以下の有期徒刑、拘役または管制に処し、罰金を併科する。情状の重い者は3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状の重い者とは、以下のことをいう。

- ① 140グラム以上200グラム未満のアヘン、7グラム以上10グラム未満のヘロインまたはメタンフェタミン及び一定の量のその他の薬物を密輸・密売・運搬・製造した者。
- ② 実行犯は公務員であること。
- ③ 戒毒所等の監視場所において、薬物を密売した者または複数の人にあるいは数回にわたり薬物を密売した者。

以上のように、中国において薬物の密輸・密売・運搬・製造行為に対し区別せず厳しい量刑基準を設けている。1991年10月に、雲南省徳宏タイ族・チンプオ族自治州出身の若い女性は、薬物運搬罪に問われ、女性として史上最年少の20歳で死刑が執行された事件に国民の関心が寄せられた。近年、中国において一部の刑事法学者は薬物運搬罪の量刑に対し、疑問を投げ始めた。

その理由は、単なる薬物運搬行為は、他の営利目的の薬物犯罪の幫助行為に過ぎず、刑を軽くし、死刑を回避すべきであると主張している。しかし、法改正の動きはまだ出ていない。

前述した中国の厳しい量刑基準に比べ、日本では営利目的の薬物犯罪に対する刑罰はかなり「寛大」なものである。具体的には、覚せい剤の輸入・輸出・製造には、1年以上の懲役（覚せい剤取締法41条1項）、営利目的の上記行為には、無期または3年以上の懲役、情状により1000万円以下の罰金を併科（同41条2項）、覚せい剤の所持・譲渡し・譲受けには、10年以下の懲役（同41条の2第1項）、営利目的の上記行為には、1年以上の懲役（同41条の2第2項）、覚せい剤原料の輸入・輸出・製造には、10年以下の懲役（同30条の6、41条の3第3項）等と規定しており、このような「寛大さ」は日本における大量薬物密輸事件が頻発する一因ではないかと筆者は考えている。

#### Ⅳ．中国の刑事裁判制度

中国における日本人の薬物密輸犯罪の実態を研究するには、中国の刑事裁判制度を触れなければならない。罪を犯した日本人に対してどのように量刑されたのか、どのように死刑が執行されたのかを検証する必要がある。

##### 1 中国における裁判所の組織概要と量刑システム

中国において裁判所の設置としては、日本の地裁に当たる基層人民法院と中級人民法院・高裁に当たる高級人民法院・最高裁に当たる最高人民法院の4種類の裁判所を設けており、刑事裁判は二審制を採っている。いわゆる「四級二審制」である。事件の規模や重大さによって一審裁判所が異なるが、重大事件の刑事裁判は、通常、中級人民法院が一審裁判を受け持って、省（自治区・直轄市）ごとの高級人民法院が上訴等の二審裁判を受け持っている。外国人犯罪は、当然重大事件として取り扱われ、中級人民法院で一審裁判を受けることになる。

(1) 中国式の司法独立 ニュース番組で、中国外務省報道官の記者会見はよく目にする。その会見では、イギリス人や日本人の死刑執行及び中国河北



省での日本人4人の拘束<sup>2</sup>について、彼らはよく「司法独立」という言葉を口にした。周知のように、中国は社会主義の国であり、人民民主と名乗った共産党の一元独裁体制が採用されている。そのため、三権分立は根本から否定され、司法権の独立という意味での司法独立は存在しない。中国のような社会主義の国が標榜する司法独立は、「司法権の独立」ではなく、「裁判機関の独立」という共産党の一元独裁体制内の機関分業体制に過ぎない。また、中国において、すべての権力機関は共産党の指導下にあると定めているため、裁判所等の司法機関も例外ではない。

中国式の裁判機関の独立を制度として導入されたのは、1954年の「人民法院組織法」によるものであったが、その後の文化大革命を経て、1979年・1983年・1986年・2006年4回にわたり改正された。現行同法第4条は、「人民法院は法律の定めによって独立して裁判権を行使し、如何なる行政機関・社会团体及び個人の干渉を受けない。」と規定し、「人民法院の独立」を宣言している。しかし、「裁判官の独立」は認められていない。なぜならば、共産党の一元独裁体制内では、党の集団的な指導体制（いわゆる「民主集中制」）を原則としているため、裁判においても、裁判官個人が行うものではなく、基本的には裁判所全体で行うものであるという考え方である。そのため、「裁判官の独立」は事実上あり得ない。

(2) 裁判委員会 「人民法院組織法」第10条に基づき、各人民法院には、裁判委員会が設置されている。法院内部は刑事裁判庭、民事裁判庭など、いくつかの裁判庭によって構成されているが、各裁判庭の延長や法院の共産党書記長、院長、副院長等の指導的な立場の幹部が裁判委員会の構成メンバーとなっており、もちろん基本的には全員共産党員である。裁判委員会は個々の事件に対し、裁判の事前審査を行い、具体的な量刑を議論し結論を出す。そして、担任裁判官はこの結論に基づいて裁判を進み、判決書を作成する。

(3) 政法委員会 中国において、中央政法委員会は司法、治安管理を担当・指導する最高の党の権力機関である。地方各級党委員会にもそれぞれ政法委員会が設置され、当該地方の司法、治安管理の最高指導機関として指導を行っている。つまり、人民法院・人民検察院・公安・監獄・労働教養所等の全ての司法機関に指揮・指導権を持つ絶対的な党の指導機関である。

政法委員会は全般的な指導だけでなく、重要な事件については個別の裁判にも直接関与し、事件の認定や量刑等について、指導したり、重要人物の逮捕について、審査・承認権を行使したりをして、具体的な指導も行う。

(4) 「先定後審」の怪現象 「先定後審」<sup>3</sup>とは、刑事事件において、先ず裁判委員会での討論によって量刑決定が下され（先定）、合議廷はそれに従わなければならない、実際の裁判は単なる開廷審理の形を踏むだけのもの（後審）になることをいう。その結果、裁判で最も重要な審理段階が事実上公判前に移行されてしまい、審理主体と判決決定主体との分裂いわゆる「審理する者は判決を下さず、判決を下す者は審理せず」という問題をもたらししている。しかし、前述したように、中国において、裁判所（人民法院）は国家機関の1つである以上、党の指導は当然及ぼすことになるため、「先定後審」の怪現象は簡単に姿を消すことができない。なお、「先定後審」の「先定」は5つの種類がある。前述した裁判委員会による「先定」のほかに、党組織・政府（いわゆる「政法委員会」）による「先定」、警察・検察・裁判所等の身内の談合による「先定」、輿論による「先定」及び上級裁判所による「先定」もある。

以上述べたように、中国の裁判は実質的に「審理する者は裁かず、裁く者は審理せず」という体制である。つまり、審理を担当する裁判官や合議廷には判決を下す権限がなく、決定権は一般的に裁判委員会にあり、重大事件の場合には政法委員会、または国の中枢にあるという実態である。したがって、本稿で取り上げた日本人の薬物密輸事件に対する量刑は、担当裁判官の独自の判断で下されたものではないことが明白である。

## 2 死刑の確定と執行

周知のように、中国の死刑執行件数は年々世界のトップの座をキープしている。中国の現行刑法では、故意殺人・故意傷害・強盗・強姦・放火等の凶悪犯罪、薬物の密輸・密売・運搬・製造等の薬物犯罪、賄賂授受や業務上横領等の公務員犯罪、金融詐欺や通貨偽造等の経済犯罪等約70の罪名に対し死刑が規定されている。ただし、中国の死刑は即時執行と執行猶予2年付の2種類が設けられている。

(1) 死刑再審査手続 前述のように、中国の刑事裁判は二審制を設けているが、死刑のみに対して、死刑再審査手続も設けている。したがって、中国では、死刑判決に限って事実上の三審制とも言えよう。死刑再審査手続の権限は、死刑即時執行の場合には、最高人民法院（最高裁）にあり、死刑執行猶予2年付の場合には、省（自治区・直轄市）ごとの高级人民法院（高裁）にある。

死刑即時執行の二審判決に対し、最高人民法院は死刑再審査手続を行い、死刑判決が妥当であると判断されれば、裁定により死刑執行の許可を下し、死刑執行命令を発行する。これに基づき、一審担当裁判所は原則として7日以内に死刑を執行しなければならない。なお、死刑執行猶予2年付が確定した場合、刑務所に収監され、一定期間を経て、刑務作業などの服役態度に問題がないと認定されれば、通常無期懲役に減刑される。最終的に、有期懲役に減刑され、社会復帰できる。

(2) 死刑の執行方法 中国では、死刑の執行方法について、従来「銃殺とする」と定められていたが、1997年に施行された改正刑事訴訟法で「銃殺または注射等」と2つの方法に改正された。銃殺の場合には、通常軍人の一種で

図2 中国における死刑執行（銃殺）の様子



ある武装警察による行方が、近年では裁判所に所属する司法警察による行方ケースも見られる。なお、元高級幹部や有名人、または外国人に対する死刑の執行は、通常注射の方法によって執行される。

## V. 日本人元死刑囚の犯行概要と死刑執行に対する評価

4人の日本人元死刑囚はどのような犯行で罪に問われたか、そして死刑即時執行の判決は本当に妥当であったかを検証する必要がある。

### 1 赤野光信元死刑囚（65歳没、大阪出身）

2006年7月10日、中国遼寧省大連市警察当局が摘発した中韓混成薬物密売グループの供述から、覚せい剤の買い手である赤野元死刑囚が浮上し、中国に入国する時から警察にマークされた。9月の初め、赤野元死刑囚は中国国内の薬物密売人からメタンフェタミンを入手した後、すぐに日本国内にいる石田育敬（共犯、懲役15年、服役中）を大連に呼び出し、一緒に日本に密輸しようとして共謀した。同20日に大連国際空港から大阪関西国際空港に向けて帰国しようとしたところ、税関で覚せい剤を茶筒に隠し持っているところを発見された。荷物検査の結果、赤野の荷物からメタンフェタミン1544.2グラム、石田の荷物からメタンフェタミン1008グラムを押収した。現地の捜査当局によれば、赤野元死刑囚は北朝鮮と隣接する遼寧省丹東市や吉林省延辺朝鮮族自治州延吉市など国境の町を訪問しており、2人から押収したメタンフェタミンは粗悪品の中国製ではなく、国営企業製造による純度の高い北朝鮮製であった。中国の公安関係者の話によると、これらの中国に密輸された北朝鮮製覚せい剤の9割は北朝鮮の朝鮮人民軍が関与しており、同国軍には覚せい剤製造を任務とする部隊すら存在するという。

なお、この事件の中で、赤野元死刑囚は明らかに主犯格であり、しかも押収数量も多く、中国の刑法に照らし、死刑即時執行はやむを得ない。

### 2 武田輝夫元死刑囚（67歳没、名古屋出身）

武田元死刑囚は名古屋市で発生した刀剣収集家強盗殺害事件で、実行犯に

盗みを教唆したとして、1999年に懲役3年の実刑判決を受けた前科がある。出所後の2002年から2003年にかけて、愛知県や福岡県で発生した日中混成強盗団事件の主犯格として愛知県警察等から指名手配されていたが、2002年頃に中国に出国していた。彼は日本国内から失業者やホームレスらを運び屋に雇って覚せい剤密輸を繰り返した薬物密輸組織の「元締」とみられている。判決によると、武田死刑囚は2004年6月に広東省深圳市のホテルで日本円350万円を使って中国人薬物密売者2人からメタンフェタミンなど約3.1キロを取引しているところ、現行犯で逮捕された。

なお、武田元死刑囚は後述の鶴飼元死刑囚とは知人関係で、1995年に発生した未解決の八王子スーパー強盗殺人事件に関し「知り合いの中国人3人が事件に関与した」と中国公安当局に証言したと報じられ、そのため2009年9月に警視庁が事情聴取するため捜査員を派遣し武田と鶴飼両死刑囚を聴取したが、事件の真相解明には至らず、本人たちも事件の関与に否認していた。

武田元死刑囚は日本の暴力団に近い人物で、薬物密輸組織の「元締」として、薬物の密輸を繰り返し実行した。今回の死刑即時執行の結果は「自業自得」と言わざるを得ないであろう。

### 3 鶴飼博徳元死刑囚（48歳没、岐阜出身）

前述のように、鶴飼元死刑囚は武田元死刑囚の知人で、2003年7月に共犯者である韓国籍の羅知佳受刑者（懲役刑、服役中）と一緒に武田元死刑囚から受け取った覚せい剤メタンフェタミンを大連空港から大阪関西空港に運ぼうとして共に拘束され、鶴飼元死刑囚の腰ベルトからメタンフェタミン1525.1グラム、羅受刑者の腰ベルトからメタンフェタミン1011.8グラムをそれぞれ押収された。

結果的には、鶴飼元死刑囚は死刑即時執行の刑を受けたが、彼は武田元死刑囚が雇った「運び屋」の1人に過ぎず、矯正の余地がないと言えないであろう。死刑即時執行以外の選択肢もあったのではないかと疑問が残る。

### 4 森勝男元死刑囚（67歳没、福島出身）

森元死刑囚は、武田元死刑囚が雇った「運び屋」の1人で、定年退職して

金に困っていたため、日本国内で薬物密輸の話をもちかけられ、報酬20万～30万円で請け負った。2003年7月29日に瀋陽国際空港で日本行きの航空機に搭乗しようとしたところにメタンフェタミン1.25キロを腰ベルトに隠しているところを発見され拘束された。この際、一緒にいた共犯者の日本人入口猛雄（逃亡中）は逃走した。

裁判中、森元死刑囚は起訴事実こそ認めたものの、①密輸犯罪は未遂。②犯行は他人の差し金、指揮、配置下であった。③社会への悪影響を与えていない等と主張したが、判決は「被告は薬物を隠し持って出国する現場で拘束された」ことから、「未遂」ではなく「既遂」と退けた。さらに、「他人の差し金」ではなく「利益のために薬物を密輸した主要な行為犯」と位置付けたうえで、「密輸行為（自体）が社会に大きな危害を与えた」と認定された。しかし、自分の犯行について、森元死刑囚は収監された瀋陽市の拘留所内で、同拘留所に一時収監されていた日本人元被告に対してこう話していた。「何も分からなかった。日本の暴力団に騙された。覚せい剤を日本に運んでくれと頼まれ、『中国で捕まってもせいぜい1年ほどで帰れる』と言われただけだ」。確かに、森元死刑囚は単なる「運び屋」であり、しかもこの問題が日本国内で報じられる前の「第一号」であったため、死刑ほどの重罪意識が頭になかったのも無理がないと言えよう。

前述したように、薬物密輸罪の量刑に対して、中国の学者の間でも議論し始めたところである。2010年11月に中国海南省で開催された「薬物犯罪の現状と対応」をテーマとした第4回日中犯罪学学術シンポジウムにおいても、この問題について中国の学者からは言及があった。中国雲南省の統計によると、雲南省の営利目的の薬物犯罪の内、約8割は薬物密輸罪である。薬物密輸行為に対し、営利目的の薬物犯罪における役割を検証しないまま、薬物の量のみで刑を下すのは死刑濫用になりかねない。

森元死刑囚のような者は、前科がなく、具体的な犯行から見ても悪質と言えない。矯正の理念から考えて、死刑即時執行はあまりにも重すぎると言わざるを得ない。特に森元死刑囚よりも大量の覚せい剤密輸に問われた日本人に対してその後出た判決では「執行猶予2年」が付いたケースがいくつもあったことを考えて、森元死刑囚に下された判決は本当に公正であったか。量

刑基準の一貫性があるのか。とても疑問が残る。

## Ⅶ おわりに

2010年の暮、中国で薬物密輸の罪に問われる日本人拘束者に対する判決は相次いで下された。11月29日、遼寧省大連市の裁判所において、薬物密輸罪に問われた20歳代の日本人男性（覚せい剤約1キロ）に対し、死刑執行猶予2年付の一審判決が下され、12月21日、同市の裁判所において、同じ罪に問われた70歳代の日本人男性（覚せい剤約1キロ）に対しても、死刑執行猶予2年付の一審判決が下された。また、2011年5月上旬、同市の裁判所において、同じ罪に問われた70歳代の日本人男性（覚せい剤約1.5キロ）に対し、死刑執行猶予2年付の一審判決が下された。

つい最近では、去年12月16日、中国広東省東莞市において薬物密輸罪に問われる日本人男性宮崎敦司被告（40代）と岩崎透被告（50代）に対し、それぞれ死刑と死刑執行猶予2年付の一審判決が下された。宮崎敦司被告に下された判決は2010年4月の日本人4人の死刑執行以後で初めての日本人への死刑判決である。また、岩崎透被告に下された死刑執行猶予2年付の判決は日本人で4人目となる。覚せい剤を仕入れるために2010年9月中国に入国した宮崎敦司被告は、広東省在住の岩崎透被告に覚せい剤の購入を依頼した。9月から11月にかけて、東莞市内において2度にわたり、1キロ28万人民元で2回に分け、計8キロの覚せい剤を購入した。11月8日、覚せい剤を売買しているところ、取引に関与した中国人女性と共に拘束され、共犯であるこの女性も有期懲役15年の一審判決が下された。

以上のように、中国ではここ数年、営利目的の薬物犯罪に対する厳罰化は一段と進んでいる。今の日本人の中国での拘束状況を考えると、今年中に、新たに日本人拘束者に死刑の判決が下されることも十分あり得る。今後、このような事態にどう対応するのかを政府はもちろん、学者たちも考えなければならぬ。

1 外務省領事局海外邦人安全課「2010年（平成22年）海外邦人援護統計」による。

([http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/pdf/2010.pdf#search=‘邦人 援護’](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/pdf/2010.pdf#search=%E2%80%B3%E4%BA%9E%E6%8E%A8))

平成24年1月3日アクセス。

- 2 2010年9月23日、中国河北省石家荘市で、「軍事目標」を不法に撮影したとして、中堅ゼネコン「フジタ」の日本人社員4人が、中国当局に拘束された。この事件に対して、中国外務省報道官は「中国の法律に基づき公正に審理される」と述べたが、尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件に対する報復措置ではないかとの見方もある。なお、その後9月30日に3人、10月9日に残りの1人が釈放された。
- 3 國谷知史・奥田進一・長友昭 編集「確認中国法用語250」成文堂 2011年59頁参照。

**【参考文献】**

坂口一成 著「現代中国刑事裁判論」北海道大学出版社 2009年。

甲斐克則・劉建利 編訳「中華人民共和国刑法」成文堂 2011年。

第4回日中犯罪学学術シンポジウム報告書「薬物犯罪の現状と対応」財団法人社会安全研究財団 2011年。

その他、日中双方の新聞、雑誌の関係報道多数。